

# ⑮ 各制度の退職後のお取り扱いについて

## 退職後のコースの特徴

詳細は退職時に配布される資料をご確認ください。

**Point1** ご退職後も自動継続(※)で保障を継続できます。(また、内容変更(減額)も可能です。)

※リビングガード・短期療養給付・長期療養収入補償制度は退職後継続できません。  
 ※継続を希望されない場合(退職と同時に脱退)は別途、退職時に配布される退職後継続希望確認書にてお手続きが必要です。  
 ※定年退職以外(早期退職等)で退職後のコース継続希望の場合は2024年1月末までに学校生協へお申し出ください。お申し出がない場合は保険料控除ができませんので2024年3月末日で脱退となります。  
 ※配偶者も所定の年齢まで継続できます。

**Point2** お手続きが簡単です。(退職時に配布される継続意思確認書をご提出ください)

※継続にあたって保険料控除のための生協口座の登録が必要です。  
 また、登録済みの方でも直近13ヵ月以内にご利用がない場合は再度登録が必要ですので自動振替依頼書をご提出ください。

## ●退職者専用コース

2013年3月末までに退職された方のみが継続加入できるコースです。

### グループ共済 退職後のコース(既加入者専用コース)

現在、退職者専用コースに既にご加入の方のみ継続できるコースです。

コース	死亡・高度障害保険金(年金原資)	グループ共済(生命保険部分)				グループ共済(損害保険部分)		
		上乗せ給付【不慮の事故の場合】				傷害給付		
		不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡	不慮の事故による 高度障害	不慮の事故による 身体障害 (程度により)	不慮の事故による 5日以上の入院 (120日を限度として)	不慮の事故の場合(初日から給付)		
		災害保険金	障害給付金 (給付割合表第1級)	障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	入院給付金	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	手術保険金
500万円	500万円	125万円	125万円	12~87万円	1日につき1,875円	1日につき2,000円	1日につき4,000円	手術の状況に応じて入院保険金日額の5・10倍(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)
300万円	300万円	75万円	75万円	7~52万円	1,125円			

ご退職者専用の保険料 グループ共済・グループ共済傷害給付 月額保険料 (単位:円) ※( )内は生命保険部分の保険料。損害保険部分の保険料は630円です。

年齢区分	500万円		300万円		年齢区分	500万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
46歳~50歳	1,958 (1,328)	1,668 (1,038)	1,427 (797)	1,253 (623)	71歳	8,118 (7,488)	4,378 (3,748)	5,123 (4,493)	2,879 (2,249)
51歳~55歳	2,493 (1,863)	1,978 (1,348)	1,748 (1,118)	1,439 (809)	72歳	8,898 (8,268)	4,788 (4,158)	5,591 (4,961)	3,125 (2,495)
56歳~60歳	3,253 (2,623)	2,298 (1,668)	2,204 (1,574)	1,631 (1,001)	73歳	9,803 (9,173)	5,268 (4,638)	6,134 (5,504)	3,413 (2,783)
61歳~65歳	4,563 (3,933)	2,793 (2,163)	2,990 (2,360)	1,928 (1,298)	74歳	10,853 (10,223)	5,798 (5,168)	6,764 (6,134)	3,731 (3,101)
66歳~70歳	6,388 (5,758)	3,493 (2,863)	4,085 (3,455)	2,348 (1,718)	75歳	12,093 (11,463)	6,373 (5,743)	7,508 (6,878)	4,076 (3,446)

### 医療保障保険 退職後のコース(既加入者専用コース)

69歳まで継続可

退職者専用のコース

現在、加入入院給付金日額以下で入院給付金日額 **5,000円 4,000円 3,000円** の3つのコースからお選びいただけます。

医療保障保険 月額保険料 (単位:円)

年齢区分	入院給付金日額			年齢区分	入院給付金日額		
	5,000円	4,000円	3,000円		5,000円	4,000円	3,000円
45歳~49歳	2,009	1,616	1,223	60歳~64歳	4,459	3,594	2,729
50歳~54歳	2,553	2,054	1,555	65歳~69歳	6,404	5,165	3,926
55歳~59歳	3,282	2,643	2,004				

※保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って算出します。  
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

重病克服支援制度の年金受取について/各制度の退職後のお取り扱いについて

グループ共済 退職後のコース 保険料

退職の翌年1月(退職後、初めて迎える更新日)からの月額保険料は以下の通りとなります。保障内容は原則、現職時と同内容となりますので、詳細は本パンフレットの該当ページをご覧ください。

ご退職者専用の保険料 グループ共済・グループ共済傷害給付 月額保険料

※( )内は生命保険部分の保険料。損害保険部分の保険料は630円です。(単位:円)

Table with columns for membership type (組合員本人, 配偶者), age group (加入コース), gender, and monthly premium for various ages (51-75). Includes detailed breakdowns for each age group.

※A-Zコースの方の保険料は月額部分だけの控除となります。( )内のC1-H1コースの方はボーナス月の保険料も必要です。
※生命保険部分の保険料は概算保険料として正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なる場合には初回に遡って算出します。
※本制度は主契約(団体定期保険)と特約(災害保障特約・半年払保険料併用特約・年金払特約・子ども特約・子ども災害保障特約)および普通傷害保険をセットしたものです。
※本制度は本人と配偶者がセットで加入するもので、配偶者のみの加入はできません。※ボーナス給付のみの加入はできません。
※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
※配偶者については、主契約保険金額・災害保障特約保険金額それぞれについて本人と同額またはそれ以下の保険金額でお申込ください。
※配偶者、子ども特約、災害保障特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

医療保障保険 退職後のコース

退職後(2024年1月より)69歳まで継続可

- ◆退職日直前「医療保障保険」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
◆退職後も引き続き、病気やケガで入院した場合、継続した2日以上入院で1日目より入院給付金を日額給付
※詳細はパンフレットをご一読ください。

退職後のコース
退職日直前の加入入院給付金額以下で入院給付金日額 8,000円 5,000円 3,000円 の3つのコースからお選びいただけます。

医療保障保険 月額保険料 (単位:円)

Table showing medical insurance monthly premiums by age group (45-69) and hospitalization benefit daily amount (8,000, 5,000, 3,000 yen).

医療費支援制度 退職後のコース

退職後(2024年1月より)75歳まで継続可

- ◆退職日直前「医療費支援制度」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
◆退職後も引き続き、病気やケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合にそれぞれ給付金を給付
※詳細はパンフレットをご一読ください。

退職後のコース
退職日直前の加入支援給付金額以下で支援給付金額 5万円 2.5万円 の2つのコースからお選びいただけます。

医療費支援制度 月額保険料 (単位:円)

Table showing medical expense support monthly premiums by age group (45-75) and support payment amount (50,000 or 25,000 yen).

重病克服支援制度 退職後のコース

退職後(2024年2月より)70歳まで継続可

- ◆退職日直前「重病克服支援制度」に加入されている場合、無診査・無告知で継続することができます。
◆退職後も引き続き、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき一時金または年金を給付
※詳細はパンフレットをご一読ください。

退職後のコース
退職日直前の加入保険金額以下で 500万円 400万円 300万円 100万円 の4つのコースからお選びいただけます。

重病克服支援制度 月額保険料 (単位:円)

Table showing serious illness recovery support monthly premiums by age group (46-70) and benefit amount (500,000 to 100,000 yen).

※保険料は概算保険料として正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なる場合には初回に遡って算出します。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の歳数については6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
(例)保険年齢40歳=2024年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
ただし、重病克服支援制度の保険年齢については2024年2月1日を基準日として計算するため下記の通りとなります。
(例)保険年齢40歳=2024年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定される場合があります。
※退職前に職場を訪問し継続の意思確認を行います。その際に継続する制度の選択ができます。

各制度の退職後のお取り扱いについて

## 退職後継続可能年齢について

※年齢は保険年齢です。

### グループ共済

加入コース	全額一時金で受取った場合 死亡・高度障害保険金 (年金原資)	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
A	4,000 万円	60歳まで継続可能									継続加入できません															
B	4,000																									
C(C1)	3,600(4,000)																									
D(D1)	3,250(4,000)																									
D(D2)	3,250(4,350)																									
D(D3)	3,250(4,700)																									
E(E1)	2,600(3,350)	70歳まで継続可能																								
F(F1)	1,950(2,700)																									
G(G1)	1,300(2,050)																									
H(H1)	650(1,050)																									
I	580																									
J	200																									
Z	100																									

### 医療保障保険

加入コース	円	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
8,000		69歳まで継続可能																		継続加入できません						
5,000																										
3,000																										

### 医療費支援制度

加入コース	万円	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
5		75歳まで継続可能																								
2.5																										

### 重病克服支援制度

加入コース	万円	年齢																								
		51~60歳									61~70歳									71~75歳						
		51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
500		70歳まで継続可能															継続加入できません									
400																										
300																										
100		新規加入できません									70歳まで継続可能															

### 制度のイメージ

※退職後医療保障制度と退職後重病克服支援制度について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

生存給付	在職中		退職後				
	医療保障保険	退職後のコース	69歳※1	70歳※2	退職後医療保障制度(70歳満了・80歳満了)	69歳※1・79歳※1	70歳※2・80歳※2
リビングガード	医療費支援制度	退職後のコース	75歳※1	76歳※2	退職後重病克服支援制度	79歳※1	80歳※2
	重病克服支援制度	退職後のコース	70歳※1	71歳※2			
短期療養給付	グループ共済 傷害給付	退職後のコース	74歳※1	75歳※2			
	長期療養収入補償制度	退職後は継続できません。					
死亡高度障害給付	グループ共済	退職後のコース	75歳※1	76歳※2	※1 継続最高(可能)保険年齢 ※2 満了時保険年齢		

※医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付、グループ共済の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 ※退職後医療保障制度、退職後重病克服支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

## 退職後継続制度お手続きの流れ(1年の流れ)

翌年6~7月	現在のご加入内容(保障額)のまま2024年12月31日(重病克服支援制度は翌年1月31日まで)まで継続 健康告知・医師の診査等は不要です。不安のある方もご安心してご継続いただけます。
	グループ共済のご案内資料(パンフレット・申込書等)を郵送 退職者の方には、別途パンフレットを送付しますのでご確認ください。
	6月中旬から7月初旬にご自宅へ郵送されたグループ共済のご案内資料(パンフレット・申込書等)をご確認のうえ、加入内容等変更となる場合は必要事項をご記入いただき、学校生協宛に郵送ください(退職後の新規加入、増額は引き受けできません。) 不明な点がある場合は、学校生協までご連絡くださいますようお願いいたします。 ※生命保険料控除証明書・加入通知書につきましてもご自宅に発送となります。
	翌々年1月1日より、翌年6~8月にお手続きいただいた内容の責任開始 ※翌々年1月1日より、退職後のコースにて制度がスタートいたします。ただし、重病克服支援制度退職後のコースにつきましては、翌々年2月1日より制度がスタートいたします。 ※配当金につきましては、3月分の利用金額と相殺いたします。(現職時と同様)相殺できない場合は、3月末に送金いたします。 ※重病克服支援制度、グループ共済 傷害給付に配当金はありません。
8月初旬	申込書締切日
確認	

- 退職後継続できる制度…グループ共済、グループ共済 傷害給付、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度
- 退職後継続できない制度…リビングガード、短期療養給付、長期療養収入補償制度

※退職後、グループ共済をご継続いただいた場合は事務手数料として80円を月額保険料に上乗せさせていただきます(退職後に初めて迎える更新月からの上乗せとなります)。